

悪質商法にご注意ください！！

S F 商法（催眠商法）

★「無料」「格安」につられて
会場に行くのはキケン！！



開店記念、日用品の安売りなどと言って人を集め、閉め切った会場の中で熱狂的な雰囲気を作り上げ、「もらわなきゃ損」「買わなきゃ損」というように、冷静な判断ができない状況で、高額な商品を買わせる販売方法をS F 商法（催眠商法）と呼んでいます。鹿児島ではその手口から「ハイハイ学校」とも呼ばれています。

S F 商法は訪問販売に当たるので、**法定の契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（契約解除）**できます。（健康食品などの消耗品は、自ら開封した分についてはクーリング・オフできないので注意が必要です。）

《トラブルにあわないために》

- 粗品や引換券で誘われても、安易に指定された場所に行かないようにしましょう。タダでもらうと帰りづらいという心理を利用されます。
- 会場に行った場合も雰囲気にもまれず、必要でないものははっきり断り、帰りたきときは「帰りたき」とはっきり意思表示しましょう。
- しまった！と思ったら早めに市役所消費生活センターに相談し、クーリング・オフなどの対応策をとりましょう。

マルチ商法

★「簡単にもうかる」はずがないことを
肝に銘じましょう



《トラブルにあわないために》

- 「簡単にもうかる」はずがないことを、肝に銘じましょう。一部の成功例をあげ、あたかも全員が多くの利益を容易にあげられるように説明されても、実際には「もうかる」どころか不要な商品を購入させられ借金だけが残ったり、大切な蓄えを失ってしまうこともあります。
- 勧誘された人が次には加害者になる可能性があることを理解しておきましょう。紹介料を得ようと、無理して友人・親族を巻き込むと、損害を与えたり、人間関係が壊れたりします。
- 家族や友人など、親しい人からの勧誘であっても、その取引が法律に違反しないことを確認できないときは、勇気を持って断りましょう。また、有名ホテルや公共施設でセミナーが開催されても、それは業者の信用性とは一切関係がありません。



消費生活

みみより情報

No. 25
平成25年9月
発行／市消費生活センター
編集／市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

健康食品は注文していないのに損害賠償請求書？

「国民生活センター 見守り新鮮情報」より

突然知らない業者から「ご注文頂いた健康食品を送ります。」と電話があったので、「健康食品を利用する習慣はない。頼んでいないので送らないでください。」と言って電話を切った。後日差出人のない封書が届き、「健康食品の注文の確認をしたが、頼んでいないなどと発送前日にキャンセルされ損害金が発生した。期間内に3千円支払わなければ法的手段に訴える。」と書いてあった。注文していないのに損害賠償請求される覚えはない。どうしたらよいか。（70歳代 女性）

《ひとこと助言》 書類に「法的手段を取る」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。決して相手に連絡してはいけません。不安なときは、支払いをする前に消費生活センターにご相談ください。

西之表市消費生活センターは、市役所1階、総合案内所にあります。「身に覚えのない請求がきた」、「訪問販売で購入した商品を返品したい」など、消費生活に関する困りごとの相談に消費生活相談員が応じています。お気軽にご相談ください。

平成25年度無料法律相談会の日程について

月日	場所	問い合わせ先	電話番号
9月26日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
10月15日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
11月21日（木）	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
11月28日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
12月17日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
1月21日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
1月23日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111
2月18日（火）	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
3月27日（木）	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111

※日程は変更になる場合があります。
相談を希望される場合は、早めの予約をお願いします。

消費者をだます

注意

あの手この手の悪質商法

「自分は大丈夫」は禁物！

(1) 誰でも、いつでも被害

被害者は、高齢者ばかりではありません。

好奇心旺盛な若者や、医者、公務員、フリーター、主婦など、年齢・職業・性別も様々です。



(2) 強引、あるいは言葉巧みに勧誘

○ 事業者の会議室、マンションやホテルの一室、検眼車など、消費者が自由に出入りできないような状況下で執拗に、時として威迫され、困惑させるような勧誘を行うため、根負けし、あるいは、その場を離れたいとの思いから意に反して契約してしまいます。

○ また、将来への備え（利殖になること）を強調したり、合理的根拠がないにもかかわらず、商品の性能や役務の効果等をうたい、時として効果がない場合に、除霊・祈祷きとろうの必要性を強調したりして消費者が抱える不安に付け込んだ勧誘を行います。

(3) こんな覚えがあったら要注意

- 「試供品」「無料プレゼント」「資格」といった言葉に弱い
- 「健康」や「将来、年金だけで暮らせるか」不安を感じている
- 一攫千金かく、楽して儲けたいという意識が強い
- 曖昧な返事をしたり、過去に断りきれず契約したりしたことがある

「買付証明書」で信用させる原野商法の二次被害

原野商法とは、「将来必ず値上がりする」「もうすぐ道路ができる」などと虚偽の説明により、ほとんど価値のない山林や原野を時価の何倍もの価格で売りつける商法です。

過去に原野商法の被害にあった消費者に対して、土地が高く売れるなどと勧誘し、そのため「測量サービス」などの契約や、新たな土地の購入などをさせ、費用を請求するといった二次被害に関する相談が、国民生活センターの統計で2011年度は過去最高の件数796件になっており、2012年度の相談件数も高い水準で推移しています。



見守り新鮮情報 第170号

平成25年8月2日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

「買付証明書」で信用させる！原野商法の二次被害

40年くらい前に、北海道の山林を約70万円で購入した。1カ月ほど前、「この土地を買いたい人がいるので坪12万円で売ってほしい」と電話が来た。購入希望者の「買付証明書」や「印鑑証明書」が届いたので信用して、土地に生えている木を取り除くための整地代として約20万円を個人名義の口座に振り込んだ。その後さらに、「道を造る」などと言われ、5回以上にわたって合計約420万円を振り込んだが、そのうち電話をしても業者と連絡が取れなくなってしまった。どうしたらよいか。(80歳代 男性)

＜ひとこと助言＞

☆ 過去に原野商法（値上がりの見込みがほとんどないような山林などを将来値上がりするかのよう偽って販売する手口）の被害に遭った人に、その土地の売却話を持ち掛け、測量サービスや整地工事、別の土地の購入などの新たな契約を結ばせる二次被害の相談が増加しています。

☆ 事例のように「買付証明書」等を発行して、あたかも買い手がいるかのように消費者を信用させるなど、手口も巧妙化しています。

☆ 業者のセールストークをうのみにせず、自治体等に土地の状況を確認するなど、契約は慎重に判断し、不要であれば、きっぱり断りましょう。

☆ 契約してしまってもクーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。